

富山県立富山中部高等学校海外研修奨学基金運用要領

富山県立富山中部高等学校

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県立富山中部高等学校が実施するアメリカ研修又はオーストラリア研修（以下、「海外研修」という。）に参加する生徒の研修費用の補助に関し、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 海外研修に参加する生徒のうち、研修費用の補助を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）で、「富山県国公立高等学校奨学のための給付金」の受給資格を有し、かつ校長が品行方正で成績優秀と認める者を補助対象とする。

(補助)

第3条 補助対象者一人当たりの補助金は、海外研修費用の三分の二以内の額とし、30万円を上限とする。

(申請)

第4条 申請者は、「富山県国公立高等学校奨学のための給付金」の受給資格者であることを証する書類を添え、書面により校長に海外研修費用の補助申請を行わなければならない。

(決定)

第5条 校長は、前条の申請があったときは、申請書受理後10日以内に所要事項を審査の上、当該申請に対する承認又は不承認を決定し、申請者に通知するとともに、神通会会長に報告しなければならない。

(取り消し)

第6条 前条において承認の決定がなされた生徒で、次の各号に該当するときは原則として当該決定を取り消すものとする。

- (1) 海外研修に参加できなくなったとき。
- (2) 海外研修が中止となったとき。
- (3) 第2条に規定する補助対象者に該当しなくなったとき。
- (4) 第2条に規定する補助対象者としてふさわしくない行為があったとき。

(周知)

第7条 この海外研修補助制度については富山中部高等学校のホームページに掲載し、その主旨を広く周知するものとする。

(協議)

第8条 この要領について疑義が生じた事項又はこの要領に定めのない事項については、必要に応じて校長と神通会会長が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年12月17日から施行する。